

国税コンビニ納付における収納代行について

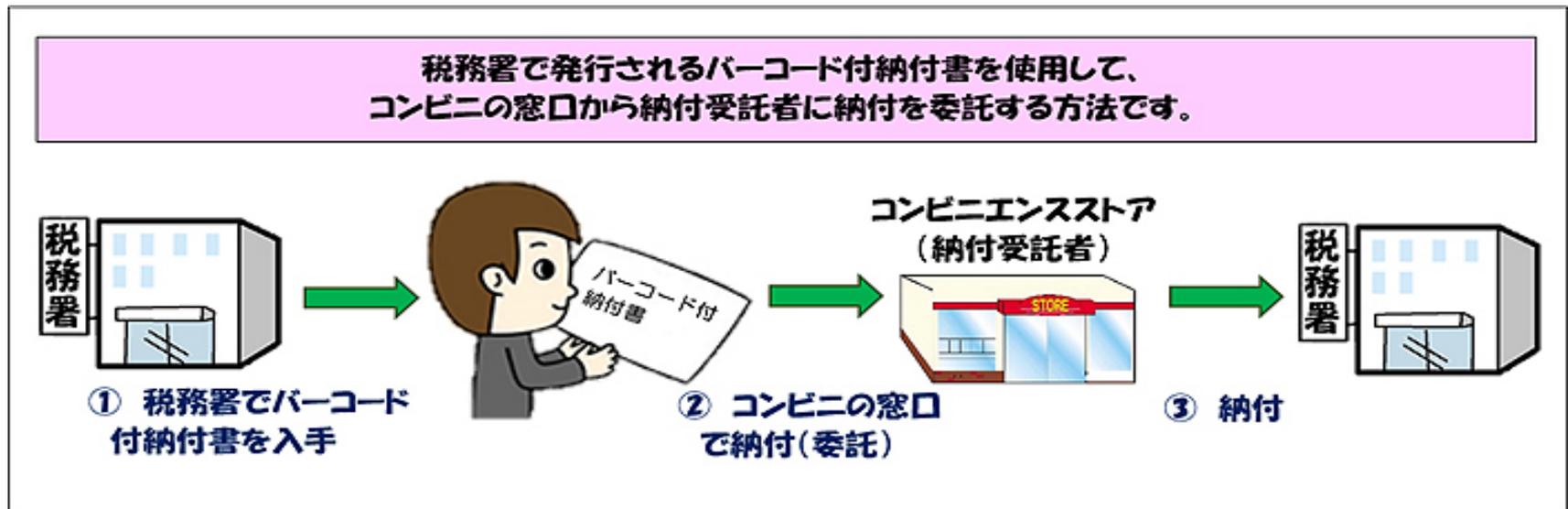
令和 6 年 1 0 月

国 税 庁

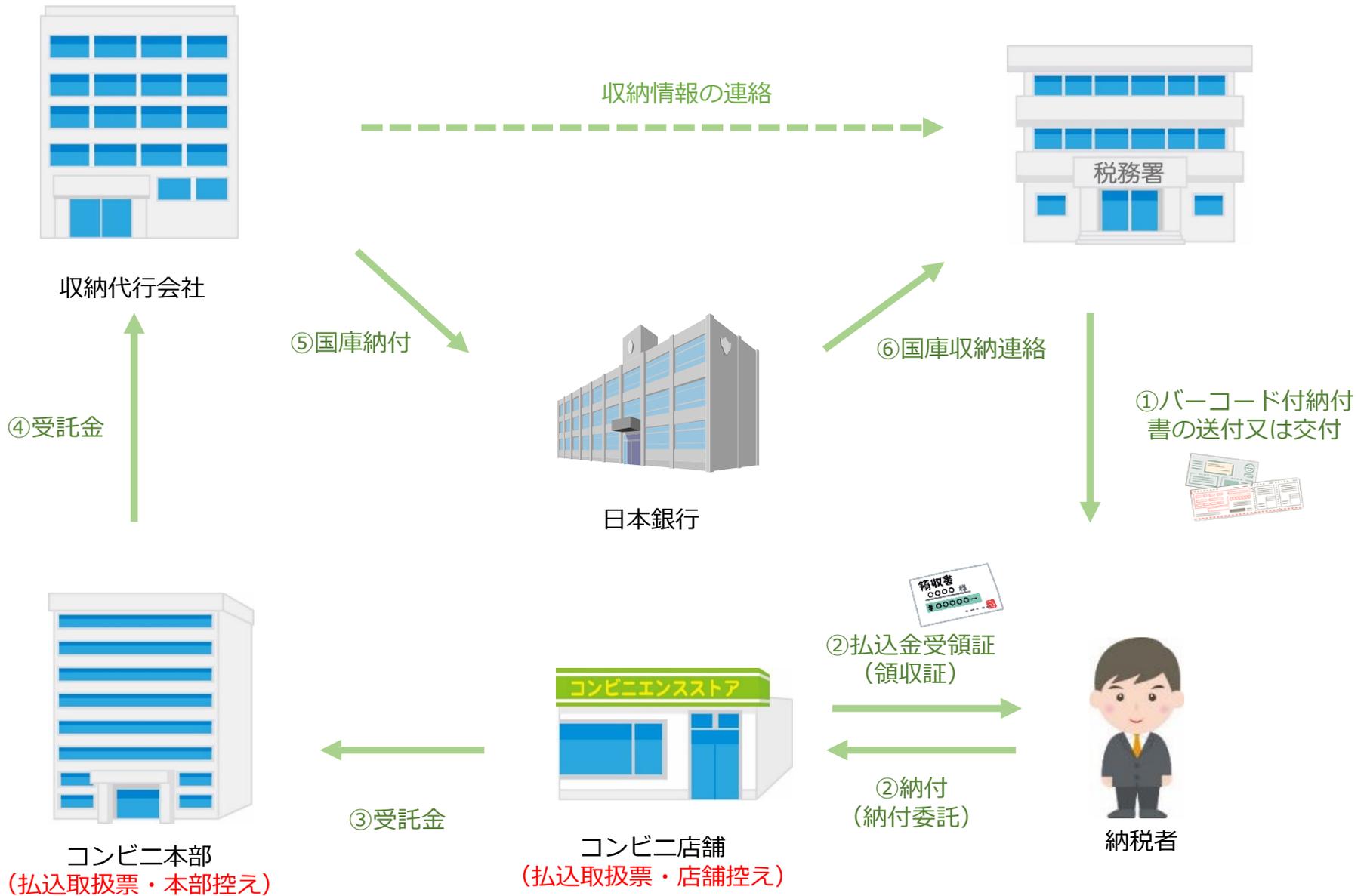
国税コンビニ納付の概要

✓ コンビニ納付（バーコード）は、税務署から送付等されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、国税庁が指定した納付受託者（コンビニエンスストア）へ納付を委託することにより国税を納付する手続。

⇒ 国税コンビニ納付において、各コンビニエンスストアは、「納付受託者」として、納税者から国税納付の委託を受け、国庫への納付を行う。



国税コンビニ納付の流れ（イメージ）



国税コンビニ納付の利用状況

- ✓ 国税庁においては、DX推進の観点から、ダイレクト納付（e-Taxを利用した口座振替）やインターネットバンキングによる電子納税、振替納税などのキャッシュレス納付を推奨。
- ✓ コンビニ納付は、キャッシュレス納付のカテゴリーではないが、24時間の対応が可能で、納付拠点数も多いことから一定の納税者ニーズが存在。

(国税コンビニ納付の利用件数の推移)

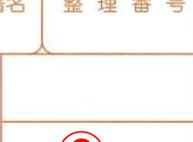
(単位：万件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (速報値)
コンビニ納付	208 (22)	194 (42)	247 (74)	246 (51)	249 (53)
国税納付件数 (全体)	4,484	4,459	4,795	4,851	4,944
割合	4.6%	4.3%	5.2%	5.1%	5.1%

※ カッコ書きは、コンビニ納付の内「QRコード」（コンビニ店舗のキオスク端末にQRコードを読み取らせることでバーコード付納付書を出力して納付する方式）を利用した件数

バーコード付納付書の取扱い

- ✓ バーコード付納付書（下図）により、コンビニ店舗で納付の委託が行われた場合には、下記の①～③に領収印が押されたうえで、①（払込取扱票・本部控）はコンビニ本部で保管、②（払込取扱票・店舗控）はコンビニ店舗で保管し、③（払込金受領証・領収証）は納税者に交付される。

領収控 兼 払込取扱票 <small>国庫金</small>		払込取扱票		領収証書 兼 払込金受領証 <small>国庫金</small>	
税務署名 <small>税務署</small>		氏名 <small>様(御中)</small>		氏名 <small>様(御中)</small>	
税目		税務署名	整理番号	税目	
納期等の区分		国税 収納金 整理資金		納期等の区分	
合計額	円	整理番号		本税	円
コンビニエンスストア用バーコード <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> バーコード印字部分 </div>		証券番号・振出人		必ずご確認ください	円
		証券受領 <small>(全部) (一部)</small> 内 証券受領 円		重加算税	
収納代行 バーコード有効期限		納税・受託年月日及び領収・受託者名 <small>(金融機関/コンビニ本部控)</small> 	受託年月日及び受託者名 <small>(コンビニ店舗控)</small> 	加算税 利子税 延滞税 合計額 円	収納代行 証券受領 <small>(全部) (一部)</small> 内 証券 円 納税・受託年月日及び領収・受託者名 <small>(納税者用/収入印紙不要)</small> 
<small>*金融機関では上記有効期限後も使用できます。</small>		<small>*金融機関では使用しません。</small>		<small>*領収・受託年月日及び領収・受託者名が表示されているか確かめください。</small>	

国税コンビニ納付における払込取扱票の保管

- ✓ 国税庁では、納付受託者たるコンビニエンスストア各社の意見も踏まえ、協定書上で、払込取扱票（本部控）及び払込取扱票（店舗控）を保管することとしている。
- ✓ これらは、事後、取扱金額に不一致が生じた場合や、国税庁が検査を実施する場合に備えてのものであるが、コンビニ本部控えは紙又電磁的記録で5年以上、コンビニ店舗控えは3ヶ月以上保管することとしている。

	コンビニ本部控え	コンビニ店舗控え
コンビニ納付 (バーコード) 協定内容	払込取扱票（コンビニ本部控） 又は当該払込取扱票の内容を記録した電子情報 について <u>受託日後5年間以上保存する。</u>	払込取扱票（コンビニ店舗控）については、 <u>受託日後3か月以上保存する。</u>

国税コンビニ納付における検査の実施

- ✓ 国税コンビニ納付においては、「納付受託者」が国税の納付に関する事務を適正かつ確実に実施することが要請されており、これを担保するため必要があるときに検査を実施。
- ✓ 検査について、協定書では、「国税庁及び国税局の職員は、納付受託事務の履行に関し、納付受託者について帳簿証拠書類及び業務履行の妥当性について検査を行うことができる」としており、具体的には、必要に応じて、帳簿書類の作成・記録状況の確認、事務従事者への聞取りなどを実施。